

唐津の方、佐賀県民の方、地元の方もできます。

ふるさと納税で **22** 年ぶりに復活する唐津の映画館

「THEATER ENYA(演屋)」を応援してください。



ふるさと納税で
頂いたご寄付は

シアター・エンヤの映画館の運営のほか、



子供たちや若者がいろんな文化・芸術に触れ、楽しむ機会をつくる



高齢者が楽しみや生きがいを感じるまちづくりへ貢献する



映画を通じて唐津のまちの賑わいづくり、活性化へ貢献する

など、様々な文化・教育、地域活性化事業に活用させていただきます。



方法A

お申込みフォームでラクラク決済♪

クレジットカード決済 OR 郵便振替用紙送付

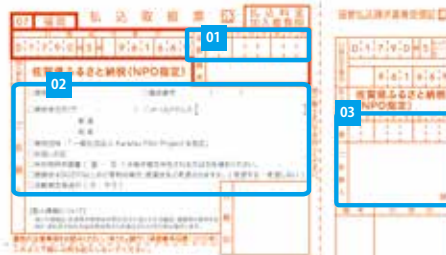
- 01 一般社団法人KaratsuFilmProjectのふるさと納税の下記ページへ進む。QRコードはこちら→
<https://www.furusato-tax.jp/city/product/41001/171>
- 02 「お礼品不要の寄付をする」もしくは「お礼の品」をクリック
- 03 必要事項をご入力ください。



※佐賀県内在住の方は、返礼品をお送りすることはできませんのでご了承ください。

方法B

専用の振込からお近くの郵便局の窓口・TMで



「シアター・エンヤ」へご連絡いただき、振込用紙をお取り寄せてください。
必要事項(1~3)をご記入の上、郵便局の窓口でお申し込みください。

寄付金控除を受けるためには、手続きが必要です！

「確定申告」または、「ワンストップ特例制度」の手続きが必要となります。なお、「ワンストップ特例制度」は、確定申告を行わなくても、自治体に申請書を送るだけで、寄付分の税額控除を受けられる便利な制度です。給与所得かつ、ふるさと納税を行う自治体数が5団体以内の場合対象となります。

お問い合わせ窓口

一般社団法人Karatsu Film Project

〒847-0045 佐賀県唐津市京町1783 <https://theater-nya.com/>

TEL : 0955-53-8064

FAX : 0955-72-3288

MAIL : info@theater-nya.com

全額控除(※)されるふるさと納税額(年間上限)の目安(※)2,000円を除く

ふるさと納税をした本人の給与収入とその家族の構成のパターン別のふるさと納税額(年間上限)の目安一覧です。ふるさと納税額(年間上限)は、2,000円を除く全額が所得税及び個人住民税から控除されるふるさと納税額になります。

＜表の見方＞ 給与収入300万円で独身の方は、28,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となりますが、28,000円を超える額をふるさと納税した場合、超える金額分の自己負担が増えることとなります。

あくまで目安であり、具体的な計算は、お住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

▼実質負担2,000円のできる寄附金額上限の目安

給与収入(年間)	独身もしくは 配偶者控除のない 共働き夫婦※1	夫婦のみ (配偶者控除あり)	夫婦(配偶者控除 あり)と子(16歳以上 19歳未満)※2	年金暮らしの夫婦 ※3
300万円	28,000円	19,000円	11,000円	19,000円
350万円	34,000円	25,000円	17,000円	28,000円
400万円	43,000円	33,000円	25,000円	36,000円
450万円	53,000円	41,000円	32,000円	45,000円
500万円	61,000円	49,000円	40,000円	59,000円
550万円	70,000円	61,000円	49,000円	68,000円
600万円	77,000円	68,000円	60,000円	78,000円
650万円	98,000円 ※4	76,000円	68,000円	100,000円 ※5
700万円	109,000円	85,000円	77,000円	111,000円
750万円	120,000円	109,000円	87,000円	122,000円
800万円	131,000円	120,000円	111,000円	134,000円
850万円	141,000円	130,000円	120,000円	146,000円
900万円	153,000円	141,000円	132,000円	158,000円
950万円	165,000円	153,000円	144,000円	172,000円
1000万円	177,000円	165,000円	156,000円	185,000円
1500万円	384,000円	380,000円	368,000円	
2000万円	552,000円	546,000円	534,000円	
3000万円	1,034,000円	1,027,000円	1,013,000円	
5000万円	2,056,000円	2,046,000円	2,031,000円	
1億円	4,316,000円	4,312,000円	4,297,000円	

◆給与所得者のケース(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)

※1「共働き」は配偶者の給与収入が201万円超である場合となります。

※2中学生以下(15歳以下)は還付・控除額に影響しないため、表内に示していません。

そのため「夫婦と子(小学生1人)」の場合は、夫婦と同額になります。また、「夫婦と子2人(16歳以上の高校生と、15歳以下の中学生)」は、「夫婦と子1人(16歳以上19歳未満)」と同額の計算です。

※3「年金暮らしの夫婦」は、70歳以上の夫婦を想定した数字です。

※4「給料収入650万円」の場合は、寄附をしない場合の課税総所得金額が「333万7,000円」です。従って、寄附をすることにより課税総所得金額が「330万円以下」となり、「寄附をしない場合」と「した場合」とで適用される所得税率が変動してしまう為、自己負担額が「2,000円」では済まないこととなります(このケースでは自己負担が2,000円で済む寄附金額は、おおむね「40,000円」までとなります)。

※5「年金収入650万円」の場合は、寄附をしない場合の課税総所得金額が「330万8,000円」です。従って、寄附をすることにより課税総所得金額が「330万円以下」となり、「寄附をしない場合」と「した場合」とで適用される所得税率が変動してしまう為、自己負担額が「2,000円」では済まないこととなります(このケースでは自己負担が2,000円で済む寄附金額は、おおむね「10,000円」までとなります)。

※上記の表はあくまで目安です。還付・控除額は年収や家族構成、そのほかの控除額などによって異なります。詳細は税理士など専門家にお問い合わせください。

ふるさと納税額が
簡単にシミュレーション
できます！

